

# 「島根県屋外広告物条例の一部改正」に対するご意見とご意見に対する県の考え方

R3.7.1 島根県土木部都市計画課

募集期間 令和3年5月20日～6月19日

意見提出者 3名

No.	ご意見の内容(概要)	県の考え方
1	<p>有資格者による屋外広告物の点検にあたっては、国土交通省の「屋外広告物条例ガイドライン」に沿って、屋外広告士と同等以上の知識を有する者にさせるべき。</p> <p>同省の「屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項」に広告物の点検に関する技能講習の修了者等も考えられるとあるが、現在島根県で行われている「屋外広告物点検技能講習」は1日だけの座学で試験も行われないことから、修了者が屋外広告士と同等以上の知識を有するとは考えられない。</p> <p>また、他の自治体においても、資格要件に「屋外広告物点検技能講習」修了者を除外しているところも多くある。</p>	<p>国の屋外広告物条例ガイドラインでは、「屋外広告士その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない」とされ、屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項では、「これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者としては、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等が考えられる」とされています。</p> <p>(一社)日本屋外広告業団体連合会及び(公社)日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習は、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習であり、昨年10月に島根県内で初めて開催されました。</p> <p>また、屋外広告物点検技能講習については、その受講資格を「所属する事業所が屋外広告業を営んでいることや所属する事業所が手掛けた屋外広告物工事のうち、受講者が携わった工事履歴件数15件以上、受講者の屋外広告物工事経験年数5年以上(別途、保有資格による受講資格要件の緩和あり)としていることなどから、屋外広告の施工に関して一定の知識を有している受講者が、安全点検の技能を講習するものであり、県の定める有資格者として適していると考えます。</p> <p>なお、有資格者による安全点検を盛り込んだ条例及び規則を改正した島根県を除く中国地方4県すべて屋外広告物点検技能講習修了者を資格者としています。</p>

No.	ご意見の内容(概要)	県の考え方
2	<p>広告物の管理は管理者任せになっていて、事故等につながりかねないものもあると思う。この度点検を義務付けることはとても意義があり、広告物の安全性にとってとても意味あることだと思う。</p> <p>今までの自己点検報告書では見過ごされていたものが、有資格者による点検、報告書ということで格段に安全性、また風致の維持につながるものと思う。</p> <p>屋外広告物安全点検報告書については、点検項目が増えより詳細な点検が可能だと思いますが、異常の有・無というだけでは振り分けが難しいように思う。段階的な評価にするか、改善が必要かの有・無など振り分けやすい項目の追加が必要なような気がする。</p> <p>広告物の安全性を考えたときに、許可申請の必要ない看板でも危険な広告物がたくさんあるように思う。このあたりをどうするか今後の課題だと思う。</p>	<p>屋外広告物安全点検報告書は、「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」(平成29年7月国土交通省都市局公園緑地・景観課)に示された様式に準拠しており、点検項目や点検結果の整理についても当該指針に基づいて記載していただくこととしています。</p> <p>点検項目毎の段階的な評価や改善の必要性の有無については、改善の概要欄に記載していただくよう、作成にあたっての注意事項に追記することを検討します。</p> <p>許可申請を要しない屋外広告物等については、屋外広告物適正化旬間における定期的な点検の呼びかけなど、屋外広告物に関する普及啓発により安全の確保に取り組むこととしています。</p>
3	<p>以前と比べ、近年は大型の屋外広告物の製作依頼が官民ともかなり少なくなった。コロナ、人口減少を含め特に石見地方における実態なのかどうかわからない。</p> <p>条例改正案を見たところ、海辺における特有の塩害や、大型河川の水害や自然気象など細長い県土の様々な諸条件の中、広く理解いただき、安全性の確保につながるのかと、心配な点も感じた。</p> <p>この条例の各内容の文言を簡潔明瞭にわかりやすい文面にされ、何を防止の最重要として設置・管理していかなければいけないかを、しっかりと問うべきだと思う。</p>	<p>条例改正により、許可を要する看板などの屋外広告物については、最長3年ごとの更新許可申請時に安全点検が行われるため、看板などの落下事故に対して、安全性が向上するものと考えています。</p> <p>なお、改正後は、広告主などに対して、制度をご理解いただくための広報を行うこととしています。</p>